

## 7 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月）

## (1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

## ア 民法、県規則等による指導監督事務

## (7) 各種報告書類の提出について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成13年度の事業計画書・収支予算書及び平成12年度の事業報告書・収支計算書について、期限内に提出していない法人が半数あり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業計画書で7法人、収支予算書で8法人、事業報告書で9法人、収支計算書で8法人ある。

事業計画書・事業報告書等の各種報告書類は、法人の実態を的確に把握する上で、重要な役割を果たすものであるため、期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を強化されたい。

平成17年度の事業計画書・収支予算書及び平成16年度の事業報告書・収支計算書の提出状況を確認したところ、期限内に提出していない法人が前回と同様半数前後あり、さらに平成18年11月末現在、未提出法人が、事業計画書及び収支予算書で各6法人、事業報告書で5法人、収支計算書で4法人ある。

期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を徹底されたい。

## 事業計画書・収支予算書の提出状況

区分	年度	対象法人数	受理件数	期限内		未提出
				期限内	期限後	
事業計画書	平成13年度	617	610	307	303 (49.1%)	7 (1.1%)
	平成17年度	603	597	293	304 (50.4%)	6 (1.0%)
収支予算書	平成13年度	617	609	307	302 (48.9%)	8 (1.3%)
	平成17年度	603	597	293	304 (50.4%)	6 (1.0%)

(注) 平成17年度の上記法人数には、知事部局と教育委員会の共管となっている3法人を含む（実法人数は600法人）。

## 事業報告書・収支計算書の提出状況

区分	年度	対象法人数	受理件数	期限内		未提出
				期限内	期限後	
事業報告書	平成12年度	616	607	332	275 (44.6%)	9 (1.5%)
	平成16年度	595	590	329	261 (43.9%)	5 (0.8%)
収支計算書	平成12年度	616	608	334	274 (44.5%)	8 (1.3%)
	平成16年度	595	591	330	261 (43.9%)	4 (0.7%)

## (4) 立入検査について

## a 例規の改正について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人の設立及び監督に関する事務処理については、「警察関係公益法人監督事務処理要領」（以下、「警察要領」という。）で定められており、指導監督体制の充実等通知に基づき警察要領中、立入検査実施票の改正等、例規の整備が必要となるが、平成14年11月末現在、改正が行われていない。

警察要領の改正手続を遅滞なく行われたい。

平成15年3月に要領の一部改正により所要の整備が行われている。

## b 措置結果報告等について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成13年度に立入検査を実施し文書で改善を求めた法人は、113法人で、このうち、指摘事項に対する措置結果報告が未提出の法人は、平成14年11月末現在、51法人（45.1%）ある。また、指摘文書の送付が立入検査の実施から3か月以上を要しているものが見受けられた。

速やかに指摘文書を送付するとともに、措置結果報告を求められたい。

平成17年度の立入検査の結果、いずれの所管課（企画管理部文書課、教育委員会事務局総務課及び警察本部警務課）においても文書指摘を行った法人はない。

なお、行政監査の結果を受け、平成15年度及び平成16年度において法人に対する文書指摘を行った文書課では、指摘文書は立入検査から1か月以内に送付するとともに、指摘を行った全ての法人から措置結果の提出を受けている。

立入検査実施状況

区分	平成13年度	平成17年度
立入検査計画法人数	220	131
実施法人数	215	128
文書指摘法人数	113	0
うち措置結果報告受理法人数	62	0
うち措置結果報告未提出法人数	51	0

## (4) 休眠法人に対する指導について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

「休眠法人の整理に関する要綱」に基づき、文書課所管法人で休眠法人として認定している法人が平成14年11月末現在、1法人あり、設立許可の取り消し手続中ではあるものの、活動を停止してから相当の期間が経過している。

引き続き休眠状態の早期の把握に努め、休眠法人の整理について速やかに事務処理を進められたい。

平成14年11月末現在の1休眠法人については、平成15年2月に設立許可を取り消している。  
 なお、平成18年11月末現在「休眠法人の整理に関する要綱」に該当する休眠法人は存在していない。

#### イ 指導監督基準等による指導監督事務

##### (7) 事業費の総支出額に占める割合について

###### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

公益法人の定款又は寄附行為に定められている事業に要する経費（付随的に行う収益を目的とする事業費を除く。）は、可能な限り総支出額の2分の1以上とすることが求められており、2分の1未満の法人については当該法人の実態を踏まえつつ当該事業を拡大するよう指導する必要があるとされている。本県所管の公益法人では、事業費の総支出額に占める割合が2分の1未満の法人が、616法人中294法人（47.7%）ある。

法人の実態を踏まえ、事業費の拡大について引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、事業費が総支出額の2分の1未満の法人が600法人中266法人（44.3%）あり、前回の監査実施時点（平成13年度）から3.4ポイント改善されている。

法人の実態を踏まえ、引き続き事業費の占める割合の拡大について指導されたい。

事業費の総支出額に占める割合の状況（50%未満の法人）

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	該当法人数	対象法人数	該当法人数
50%未満	616	294 (47.7%)	600	266 (44.3%)

##### (4) 管理費の総支出額に占める割合について

###### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

管理費は、合理的な経営により可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には適切な指導を行うこととされている。

本県所管の公益法人では、管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超える法人が616法人中42法人（6.8%）ある。

法人の実態を踏まえ、管理費の削減について引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、管理費が総支出額の2分の1を超える法人が600法人中33法人（5.5%）あり、前回の監査実施時点（平成13年度）から1.3ポイント改善されている。

法人の実態を踏まえ、引き続き管理費の占める割合の削減について指導されたい。

管理費の総支出額に占める割合の状況（50%を超える法人）

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	該当法人数	対象法人数	該当法人数
50%超	616	42 (6.8%)	600	33 (5.5%)

(ウ) 理事の構成について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

理事のうち同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下に、同一の業界の関係者が占める割合は、2分の1以下にすよう求められている。本県については、同一親族の理事が当該法人の理事数の3分の1を超える法人が12法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が8法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が9法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が111法人ある。

一律に改善することは、直ちには困難であると思われるが、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

平成17年10月1日現在で、同一親族の理事が3分の1を超える法人が5法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が6法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が10法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が107法人あり、前回の監査実施時点（平成13年度）と比較すると、同一親族の理事の占める割合が3分の1を超える法人は半減したものの、その他の理事の構成状況はほとんど改善されていない。

引き続き、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

理事の構成

理事の構成状況	平成13年度	平成17年度
同一親族の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	12	5
特定企業関係者の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	8	6
所管官庁出身者の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	9	10
同一業界関係者の理事が占める割合が2分の1を超える法人数	111	107

(I) 情報公開等について

a 情報公開の実施について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え、原則として一般の閲覧に供することとしているが、本県の公益法人では、閲覧のため主たる事務所に資料が整備されていない法人が、616法人中43法人（7.0%）ある。

情報公開を実施するよう指導されたい。

平成17年10月1日現在で、閲覧のため主たる事務所に資料を整備している法人は600法人中581法人（96.8%）あり、情報公開の未実施法人は19法人に減少している。

情報公開の実施状況

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	うち該当法人数	対象法人数	うち該当法人数
情報公開の実施 (閲覧資料の整備)	616	573 (93.0%)	600	581 (96.8%)

## b インターネットによる情報公開について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

所管官庁は関係公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請することとされており、本県でも、所管公益法人に対し、ホームページの開設による業務、財務等に関する資料の情報開示を要請しているが、ホームページを開設していない法人が、616法人中472法人（76.6%）ある。

所管公益法人の規模が様々である現状を鑑みると一律に適用するのは困難であると思われるが、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう引き続き要請されたい。

平成17年10月1日現在、ホームページを開設している法人は284法人で、前回の監査実施時点（平成13年度）から倍増している。

しかし、ホームページの掲載状況を見ると、法人の業務、財務等に関して要請どおりの情報を掲載している法人は限られている。

ホームページの開設を引き続き要請するとともに、ホームページに業務、財務等に関する所要の情報を掲載するよう要請されたい。

ホームページの開設状況

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	うち該当法人数	対象法人数	うち該当法人数
ホームページ開設	616	144 (23.4%)	600	284 (47.3%)

ホームページにおける業務及び財務等に関する資料の掲載状況

区分	定款・寄附行爲	役員名簿	事業計画書	収支予算書	事業報告書	収支計算書	貸借対照表	正味財産増減計算書
平成13年度	14	32	16	9	17	12	7	7
平成17年度	74	98	79	58	74	65	58	53

## (オ) 互助・共済団体等における外部監事の導入について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

構成員相互の利益を図ることを主たる目的とした互助会、共済会、同窓会等の互助・共済団体等の法人については、指導監督基準等により、外部の者を監事とすることが特に求められている。本県においては、互助・共済団体等に該当する24法人のうち、外部の者を監事としていない法人が、21法人ある。

互助・共済団体等の法人に対し、外部監事の導入に向けて、引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、該当する23法人のうち、外部の者を監事としていない法人が18法人ある。

互助・共済団体等に該当する法人に対し、外部監事の導入を引き続き指導されたい。

外部監事の導入状況

区分	平成13年度	平成17年度
互助・共済団体法人数	24	23
うち外部監事導入なし	21 (87.5%)	18 (78.3%)

## (2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

## ア 主務課の指導監督事務

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

主務課の法人に対する指導監督は、県委託事業、補助事業等の事業内容等、経営面の指導監督が中心となっており、法人の会計面における指導を行ってきた主務課はごく少数であり、多くは法人の自主性に委ねられている。

県は、一連の不祥事等を契機として、平成14年10月に「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を作成し、主務課が県関係団体の会計事務等について指導・支援を行うこととしている。

主務課は、同マニュアルを積極的に活用し、法人に対する効果的な指導に努められたい。

主務課の指導監督事務については、特定監査項目として別途検証している。

（第5 特定監査項目の監査結果「『県関係団体会計事務指導・支援マニュアル』に基づく主務課の指導・支援」を参照）

## イ 法人の内部統制等

## (ア) 内部けん制制度について

## a 職場研修について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

内部けん制制度の柱であるチェック機能が円滑に機能するためには、組織の長や職員が高いモラルや倫理観を持つことが必要である。大半の法人では不祥事防止のための研修をはじめモラルや倫理観向上のための研修が行われていない。

法人単位、職場単位での研修を実施するよう指導されたい。

多くの法人においては、出納局主催の公益法人関係研修会等に参加するなど、法人職員の資質向上策が講じられているが、不正防止やモラル向上に向けた倫理研修については、外部講師による講話や啓発ビデオの活用等による積極的な研修を実施している法人は少なく、大半の法人が、県職員への綱紀肅正文書を利用した啓発・周知等に留まっている。

今後も、会計研修や倫理研修等に積極的に取り組み、法人職員の一層の資質向上を図るよう指導されたい。

## b 経理担当職員等の長期在職について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

経理担当職員等が5年目以上の長期在職となっている法人が、監査対象とした30法人中22法人あり、中には20年以上の長期在職となっている法人も7法人ある。

職員が同一職場で同一業務を長期間担当することを避ける措置が望まれる。

なお、経理担当職員等の異動が困難な場合は、定期あるいは臨時に理事等による業務検査を行うよう法人を指導されたい。

今回監査対象とした16法人（特定監査項目『『県関係団体会計事務指導・支援マニュアル』に基づく主務課の指導・支援』において監査対象とした主務課が所管する16法人）の経理担当職員（県からの出向職員は概ね3年程度で人事異動が行われるため、対象職員から除いている。）の在職年数をみると、10年以上の長期在職者が約2割いるが、経理担当職員の異動が困難である法人にあつては、経理担当事務の中の事務分掌を一定期間毎に一部入れ替えるなどの対応を行っている。そのため、同一職場において全く同一業務を5年以上担当している職員は1割と少なく、可能な範囲での内部けん制に向けた改善が図られている。

法人における経理担当職員の在職年数（平成18年4月1日現在）

5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	計
168人 (60.0%)	54人 (19.3%)	24人 ( 8.6%)	13人 ( 4.6%)	21人 ( 7.5%)	280人 (100.0%)

同一業務での経理担当経験年数（平成18年4月1日現在）

3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計
188人 (67.1%)	43人 (15.4%)	18人 ( 6.4%)	31人 (11.1%)	280人 (100.0%)

#### c 会計事務等について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

銀行印と通帳の保管や出金手続、パソコン・バンキングによる出金手続、物品の発注手続、月次残高の照合手続、法人支部の検査・指導に問題のある法人が見受けられたので適切に指導されたい。

内部けん制制度の整備と運用については、理事がその責任を負っているものであり、誤びゅうや不正防止等のため、今後も内部けん制制度の機能向上に努めるよう指導されたい。

大半の法人では、経理担当職員以外の管理監督職員等により、定期的に預金残高と総勘定元帳・試算表等との照合が行われており、会計機能を有する法人支部（出先機関）を持つ法人では、本部による検査・指導が、少なくとも年1回程度は行われている。

しかしながら、一部の法人においては、経理担当課長自身が照合者となっているため、客観性が確保できていなかったり、担当職員以外の者による定期的な照合が行われていない法人も見受けられる。

法人内部のチェック機能が効率的・効果的に機能しているかの把握に努め、内部けん制機能のより一層の向上が図られるよう指導されたい。

## (イ) 内部監査制度について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

監査対象とした30法人の内部監査制度の状況は次のとおりである。

- a 専任監事を設置している法人は8法人であり、22法人は他に本務の職を持つ兼務監事のみとなっている。
- b 監事が中間監査を実施している法人は5法人で、例月（毎月）監査を行っている法人は8法人であり、18法人では年1回の決算監査のみである。
- c 監事の決算監査の実施時間が2時間未満の法人が17法人で、3時間未満では27法人となっており、中には1時間未満の法人も3法人ある。

会計監査の充実に資するため、監事の専任化等監事の職責を全うできる体制づくりについて検討するよう指導されたい。

16法人の内部監査の現状は次のとおりである。

- a 専任監事を設置している法人は8法人であり、残る8法人は、他に本務の職を持つ兼務監事のみを設置となっている。
- b 兼務監事のみを設置法人では、例月・中間等定期的な監査・検査を実施していない。専任監事を設置している8法人中7法人では、定期的な監査・検査を実施しているものの、1法人については、専任監事がいるにもかかわらず定期監査・検査を実施していない。
- c 監事の決算監査の実施時間は、依然として1～3時間程度に集中している。

なお、監事監査規程等の整備は行われておらず、監事が県のマニュアルを自主点検に活用している法人も一部にあるものの、ほとんどの法人は、県マニュアルを活用した点検は行っておらず、独自の監査マニュアルや監査チェックリスト等の規程も整備されていない。

監事の専任化を推進するとともに、監事機能の強化を指導されたい。

## (ウ) 外部監査について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

公益法人の資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上ある場合は、公認会計士等による監査（外部監査）を受けるよう要請することとされているが、公益法人25法人中、この基準に該当する法人が平成13年度決算ベースで14法人あり、うち外部監査を受けている法人は1法人のみである。

なお、監査対象とした30法人中、他に公認会計士の検査を受けている法人が2法人あり、また、公認会計士、税理士による会計指導・税務指導等を受けている法人が23法人ある。

外部監査の実施については、費用等の問題があり、全ての法人に導入することは困難であると思われるが、公認会計士等による外部監査あるいは検査を受ける方向で検討するよう指導されたい。



外部監査の導入要請基準に該当する法人は、平成17年度決算ベースで16法人中7法人あるが、外部監査を受けている法人は1法人であり、このほか当該基準適用外の法人で外部監査を受けている法人が2法人ある。

大半の法人は、決算指導・会計相談を主な内容とした公認会計士等の指導を受けるにとどまっており、その中には、事業内容・会計規模を勘案すると、外部監査若しくはより広範囲な会計指導を受けることが望ましいと思われる法人もあるが、経費的な問題もあり、外部監査等を受けるよう積極的に法人を指導している主務課は見受けられなかった。

外部監査の導入や、公認会計士等による会計指導等の強化・充実を図るよう法人を指導されたい。

区 分	法人数
外部監査実施	3
公認会計士等による決算指導・会計相談等を実施	10
特に公認会計士等の専門家への指導を受けていない	3
計	16

(I) ホームページへの情報公開に向けた指導について（今回追加項目）

県が所管する公益法人のホームページによる情報公開の状況は「1 県が所管する公益法人に対する指導監督事務」の項に記載のとおりであるが、今回、監査の対象とした16法人について、平成19年1月末現在のホームページを確認したところ、情報公開が求められている資料が全て掲載されている法人が10法人あるものの、一部の資料のみの掲載にとどまっている法人が3法人、全く掲載していない法人が3法人ある。

ホームページ上で情報公開を速やかに行うとともに、最新の情報が公開されるようデータ更新にも配慮するよう、法人を指導されたい。

## 8 公舎、職員住宅等の管理運営（平成17年6月）

### (1) 職員住宅の管理運営について

#### ア 今後のあり方について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

職員住宅を巡る状況の変化と課題を踏まえ、県全体として改めて職員住宅の現状を点検するとともに、今後の業務上の必要性や職員の福利厚生のあるあり方に留意しながら、現存の職員住宅それぞれについて、存続の要否、改修や建て替え投資の可否等の具体的方針を確立されたい。

#### (7) 知事部局

職員住宅管理戸数（1,366戸）の見直しにより、新たな管理戸数を1,034戸とし、平成21年度末までに332戸を削減することとしており、これに伴い削減対象となった職員住宅への新規入居を平成19年4月1日以降停止している。また、今後も活用していく職員住宅については、計画的な改修（屋上防水、外壁補修、屋内外給水管改修等）を行うこととしている。

#### (4) 知事部局（県立大学）

県立大学の教員を全国から公募するという特殊事情から、教員の受け入れ体制の一環として大学教職員住宅が整備されており、採用計画を見極めつつ、教職員の需要に応じた運用が図られている。

#### (6) 教育委員会

教職員住宅管理戸数（1,073戸）の見直しを行い、耐震診断で問題のある教職員住宅80戸については概ね5年を目途に廃止するとともに、入居率が50%を下回り、今後も入居が見込めない教職員住宅311戸についても概ね10年を目途に廃止を検討することとしており、残り682戸について活用を図っていくこととしている。

#### イ 既存ストックの有効活用について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

公舎、職員住宅等の空き情報を一元管理し、入居を促進していくためには管理部局を統一することも検討課題であると考えが、少なくとも管理部局間で十分な連携を行われたい。

また、職員住宅については、全体として老朽化していることに加えて、狭隘であることが入居率低下の要因の一つであると考えられるので、狭隘な職員住宅については、入居人数により2戸貸しを認めることや、職員住宅に空き棟が生じた場合、老朽化が進む警察職員待機宿舎の代替として利用できるものについては、積極的に転用を図ることも一つの活用方策であると考え。貴重な財産である既存ストックの有効活用のため、今後とも創意工夫に努められたい。

なお、整備方針の策定とも連動するが、地域別の必要戸数を上回るものについては、廃止、転用、売却等を計画的に行われたい。

## (7) 知事部局

教職員住宅、企業庁職員住宅との相互乗り入れ、公舎入居対象職員の職員住宅への入居等、他の公舎、職員住宅の管理部局との連携及び調整に努めており、また、キャリアアップ・プログラム嘱託員の入居を平成18年度から認める等、入居要件の緩和が図られている。更に、既存ストックの有効活用のため、定期的に職員住宅の空き情報を県庁WANに掲載し、周知に努めている。

## (4) 知事部局（県立大学）

大学教職員住宅の入居率を維持するため、学内メール等により空き情報の周知を図っているほか、世帯用住宅の空き状況に応じて単身者を入居させる等により、有効活用を努めている。

## (9) 教育委員会

空き情報や教職員住宅紹介を県庁WANに掲載するとともに、世帯用教職員住宅への単身者の入居、ALT（外国語指導助手）等の非常勤嘱託員等の入居により、有効活用を努めている。

## 有効活用状況（実戸数）

（平成18年10月1日現在）

区分	①他管理部局職員の入居	②公舎対象職員の入居	③非常勤嘱託員等の入居	④世帯用の単身者入居	⑤2戸貸し	計
知事部局 （県立大学を除く）	58	9	3	9	0	79
県立大学	0	0	0	21	0	21
教育委員会	9	5	79	323	1	417
計	67	14	82	353	1	517

（注）①から③に該当しかつ④に該当する場合は、①から③に計上した。

## (2) 公舎等の管理運営について

## ア 事業用公舎について

## (7) 新たに設置する際の留意点

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

県有事業用公舎の新たな設置に当たっては、事業用公舎を設置する時点での事務又は事業の必要性のみで判断するのではなく、一度事業用公舎を設置すれば建物そのものは長く存在することから、中・長期的な事務又は事業上の必要性、言い換えれば、将来的にも、事業用公舎としての設置を必要とするか、事務、事業の管理上職員を入居させ続ける必要があるのかを十分考慮の上、決定するとともに、ニーズが一時的な場合は、借り上げによる設置形態も含めて、慎重に決定されたい。

知事部局、企業庁とも現段階で新たな事業用公舎の設置計画はない。

なお、両部局とも、事業用公舎を設置する際は、長期的な展望をもって設置の必要性を十分考慮し、慎重に決定することとしている。

#### (イ) 既存公舎の活用等

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

事業用公舎として活用が見込めないもの若しくは活用する必要がないものについては、管理を一元化した上で、汎用的な公舎、職員住宅等への転用等について検討するとともに、転用等による活用が見込めないものについては廃止・売却を検討されたい。

なお、事業用公舎全体としては老朽化が進んでいることから、将来、建て替えが検討課題となるが、その際には、事業用公舎の設置の必要性を改めて慎重に検討されたい。

##### a 知事部局

事業用公舎のうち活用が見込めない公舎又は活用の必要がない公舎は用途廃止を行い、転用、売却等について関係部局と調整を図っていくこととしている。

ダム等河川関係の事業用公舎（21戸中15戸入居）は緊急時の初動体制の確保に必要であることから用途廃止に向けた検討は行われていないが、関係職員が近隣に居住していることにより初動体制が確保されている場合は、関係職員以外の職員の入居（6戸）を認め、有効活用を図っている。

港湾関係の事業用公舎（5戸中1戸入居）についても、緊急時の初動体制の確保のため必要であるが、将来的には現公舎を用途廃止し、借上公舎で対応する方向で検討することとしている。

##### b 企業庁

事業用公舎（18戸中12戸入居）について、緊急時の初動体制が確保されている場合は、近接する水道事務所・利水事務所以外の職員の入居（4戸）を認め、有効活用を図っている。

なお、知事部局、企業庁とも現段階で建て替えを検討している事業用公舎はないが、建て替えを検討する場合は、必要性を十分に検討し、慎重に決定することとしている。

（注）戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

#### イ 個別の事業用公舎について

##### (7) 警察職員待機宿舎

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

今後も必要性が継続すると判断される待機宿舎のうち、簡易耐震診断でE判定（耐震診断の一次診断において耐震補強が必要と判定）等を受けたものについて、早急に精密診断を行い、その結果に基づき、建て替え、補修の必要性を検討する等、適切な措置を講じられたい。

さらに、入居率が低下している原因の第一が古くて狭いことであることから、警察本部では狭小な住戸については2戸貸し等の方策も講じながら、計画的な建て替え、補修等を行っているが、今後とも入居率向上のため有効な方策を講じられたい。

(E判定を受けた待機宿舎：40か所中17か所)

E判定を受けた警察職員待機宿舎の精密診断は未実施であるが、警察署等の耐震化の進捗状況及び財政状況を勘案しながら、個々の待機宿舎の整備優先度を検討することとしている。

また、入居率向上対策として、狭小住宅の2戸貸し(128戸)、独身寮としての代替活用(30戸)を行うとともに、築20年を経過した待機宿舎について屋上防水、外壁塗装、排水管交換等の改修工事を計画的に実施し、住環境の改善に努めている。

(注) 戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

#### (イ) 病院局看護師宿舎、借上公舎

##### 【留意・改善を要する事項(要旨)】

既存の看護師宿舎等の設置の必要性について、緊急時の要員確保の観点から見直しを行い、入居見込みのない県有看護師宿舎等については、廃止、転用を検討するとともに、借上看護師宿舎等については需給状況に柔軟に対応できるメリットを生かして、入居状況に対応した戸数まで解約するなどの措置を講じられたい。

なお、借上看護師宿舎等のなかには、建設時にマンション一棟借上げを所有者と合意しているものもあるが、建設後相当年数が経過したマンションもあることから、マンション所有者と鋭意協議を行う等、空き家のまま家賃を払い続けるというような不経済な支出の解消に最大限努められたい。

##### a 看護師宿舎

看護師宿舎の管理戸数は、医師公舎への一部転用等により減少しているが、入居率は53.5%と改善されていない。

なお、一棟借上げの看護師宿舎のうち、借上げ後約20年を経過している県立がんセンター一所管の借上公舎については、部分解約の措置等が行えるかどうかの検討を行っている。

看護師宿舎の管理戸数及び入居率

(各年度10月1日現在)

区分	平成16年度			平成18年度		
	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)
県有	262	82	31.3%	247	67	27.1%
借上	297	227	76.4	276	213	77.2
計	559	309	55.3	523	280	53.5

##### b 医師公舎

医師公舎の管理戸数は、平成18年度以降、新規採用の臨床研修医等に対応するための既存の看護師宿舎からの転用等により増加したが、これに見合う入居がなかったこと等のた

め、入居率は74.6%から58.9%へ大幅に低下している。

医師公舎の管理戸数及び入居率

(各年度10月1日現在)

区分	平成16年度			平成18年度		
	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)
県有	96	61	63.5%	106	39	36.8%
借上	89	77	86.5	135	103	76.3
計	185	138	74.6	241	142	58.9

看護師宿舎及び医師公舎の有効活用に努められたい。このうち借上看護師宿舎等については、需給状況に応じた適切な戸数管理に努めるとともに、一棟借上げの宿舎については、部分解約等に向けた交渉、協議に鋭意取り組まれたい。

#### ウ その他の公舎について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

公舎のあり方については、公舎の現状を踏まえ、職員住宅のあり方の検討に併せて検討する必要があるが、当面は既存のストックについて、入居者の指定要件の緩和、世帯用への単身者の入居等、さらなる有効活用のため創意工夫に努められたい。

なお、公舎には1戸建てや小規模の公舎が多く、集合住宅よりも対応が容易であると考えられるため、老朽化し、長期にわたり空き家になっているものについては、設置の必要性等を点検し、廃止、転用、売却等を行われたい。

##### (ア) 知事部局

入居者の指定要件を緩和し、空き家となっている公舎に7級職員（県土整備部所管の公舎では7級以下の職員）の入居を認めるとともに、老朽化により入居の見込めない公舎（3戸）を用途廃止している。

##### (イ) 企業庁

入居者の指定要件を緩和し、空き家となっている公舎に6～7級の職員及び知事部局等の6級以上の職員の入居を認めるとともに、老朽化により入居の見込めない公舎（2戸）を用途廃止している。

##### (ロ) 病院局

医師公舎への入居要件を緩和し、臨床研修医の入居を認めており、45戸に入居している。

##### (エ) 教育委員会

現在空き家となっている公舎で、再入居に際して改修が必要な公舎等22戸を平成21年度を目途に順次用途廃止することとしており、平成17年度及び平成18年度で合計8戸の公舎を用

途廃止している。

なお、当面存続させる55戸についても平成22年度以降で存続について改めて検討することとしている。また、公舎の有効活用のためALT等非常勤嘱託員の入居（20戸）、世帯用住宅への単身者の入居（20戸）等を行っている。

(4) 警察本部

空き家となっている特定公舎で指定要件以外の者から入居希望がある場合、これを一般公舎に変更するとともに、長期間空き家で施設の老朽化により今後も入居が見込めない公舎（4戸）を用途廃止している。

(注) 戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

(3) 公舎、職員住宅等の管理運営について（全体）

公舎、職員住宅等各々の措置状況等については、上記のとおりであるが、入居状況等を全体的にみると、既存ストックの有効活用に向けた諸対策は講じられているものの、前回の行政監査時点（平成16年度）の入居率75.0%と比較して、平成18年度は70.6%（当面の廃止決定分を除いた入居率：73.6%）であり、依然として入居率は低下している。

今後とも、管理戸数のさらなる見直しを進めるとともに、既存ストックの一層の有効活用に努められたい。

管理戸数及び入居率

(各年度10月1日現在)

区 分	平成16年度			平成18年度					
	管理戸数 (a)	入居戸数 (b)	入居率 (b/a)	管理戸数 (a)	うち 廃止 決定 戸数	入居戸数 (b)	うち廃 止決定 住宅等 への入 居戸数	入居率 (b/a)	入居率(廃 止決定分 を除く)
職員住宅	2,566	2,019	78.7%	2,558	416	1,856	126	72.6%	80.8%
公 舎	500	382	76.4%	543	13	362	1	66.7%	68.1%
事業用公舎	3,277	2,358	72.0%	3,241	2	2,258	0	69.7%	69.7%
計	6,343	4,759	75.0%	6,342	431	4,476	127	70.6%	73.6%

有効活用状況（実戸数）

(平成18年10月1日現在)

区 分	職員住宅	公舎	事業用公舎	計
1 入居資格（要件）の緩和による活用	163	90	48	301
2 世帯用住居への単身者の入居による活用	353	23	34	410
3 既入居世帯への2戸貸しによる活用	1	0	128	129
計	517	113	210	840

(注) 区分1、2とも該当する場合は、1に区分した。

## (4) 公舎・職員住宅等の管理の個別課題について

## ア 財産の使用に伴う料金について

## (7) 駐車場使用料の徴収

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

知事部局及び企業庁の職員住宅等で、住宅敷地内に駐車しているにもかかわらず、駐車場使用料を徴収していないものがあった。

該当する住宅の管理者は、早急にその状態を改善すべきであり、現在駐車している自動車については駐車場としての許可を行うとともに、駐車場使用料を徴収されたい。

## a 知事部局

職員住宅敷地内に駐車スペースがあると思われるのに駐車場使用料を徴収していない職員住宅について駐車状況を調査したところ、10か所の職員住宅敷地内での駐車の実事が確認された。

段階的に駐車場として整備したうえ、駐車場使用料を徴収する方針のようであるが、現に公有財産が駐車場として私的に利用されている実態と、事実上車庫として利用されることにより「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に抵触するおそれもあることから、駐車場として使用許可をし、使用料を徴収されたい。

## b 企業庁

駐車場使用料を徴収していなかった2か所の公舎については、平成17年7月及び8月に駐車場の使用許可を行い、駐車場使用料を徴収している。

## (イ) 使用料面積への専用物置面積の算入

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

知事部局及び病院局の職員住宅等で、各戸に物置が用意されているが、その面積が使用料の算定面積に含まれていないものがあった。

これらの専用物置については、その必要性を考慮して公費で設置されたものであり、入居者が使用する、しないにかかわらず、入居者の専有面積が増えているものと考えべきであり、使用料の算定面積に含め、使用料を徴収されたい。

## a 知事部局

物置が設置されている職員住宅を調査したところ、入居者の専用物置として使用されていると思われる職員住宅が4か所あったが、いずれも使用料算定面積には含まれていない。

公舎と同様、使用料算定面積に含め、使用料を徴収されたい。



## b 病院局

平成18年4月から専用物置面積を使用料算定面積に含め、使用料を徴収している。

## (ウ) 空調機利用料の徴収

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院局公舎等管理規程に空調機利用料の徴収規定がないことから、空調機利用料の徴収が行われていないので、方針を検討されたい。

県有公舎に設置されている空調機は設置時期が古く、減価償却期間を経過していること、借上宿舎については、知事部局においても空調機使用料を徴収していないことから、現時点では徴収しないこととしている。

## イ 財産管理について

## (7) 施設の適切な維持管理

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

職員住宅や事業用公舎において、耐震診断の一次診断においてE判定とされたものや、一部の病院局公舎において、外壁や階段のコンクリートが激しく剥落し、鉄筋が露出しているものがあった。

予算上の制約から必要な修繕を実施できないことが考えられるが、公有財産としての管理の必要性を十分に判断した上で、必要なものは修繕等を実施し、適切な維持管理に努められたい。

## a 知事部局

特に老朽化が著しい職員住宅（4か所）は廃止することとし、平成19年4月以降新規入居を停止している。

## b 知事部局（県立大学）

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている教職員住宅（1か所）については、今後二次診断を受け、その結果を踏まえて対応を検討することとしている。

## c 病院局

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている看護師宿舎（2か所）については、病院の建て替え等整備計画に併せて検討することとしている。

また、コンクリートの剥落している公舎については、倉庫に用途変更を行っている。

## d 教育委員会

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている教職員住宅（2か所）については、平成18年度に募集を停止している。

(4) 法令（消防法）の遵守

【留意・改善を要する事項（要旨）】

防火管理者が未選定で消防署への報告がなされていないものが複数あった。  
消防法の規定に従い、早急に防火管理者の設置等を行われたい。

消防法に基づき防火管理者の設置が義務づけられている公舎・職員住宅（家族を含む入居者50人以上）について防火管理者の設置状況及び消防訓練の実施状況を確認したところ、平成18年10月1日現在、49か所中14か所の公舎・職員住宅において消防署へ防火管理者の選任届が提出されておらず、また、平成17年度で消防訓練を実施していない公舎・職員住宅が21か所ある。

防火管理者が異動等により転居した場合は、速やかに後任の防火管理者を選任するとともに、消防法の定める消防計画に基づき消防訓練を実施するよう指導されたい。

防火管理者選任届出及び消防訓練実施状況

区 分		箇所数	選任届出 未提出	消防訓練 未実施
知事部局	職員住宅	13	11	2
	公舎	1	0	1
	事業用公舎	2	0	0
企業庁職員住宅		1	1	1
教育委員会教職員住宅		4	0	0
警察本部事業用公舎（独身寮・待機宿舎）		28	2	17
計		49	14	21

（注）箇所数は、防火管理者設置ベースで記載した。

(5) 入居者に対する適切な指導

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県が居住環境の向上を図るため整備した植栽が枯れたり、入居者によって駐車場バリカーが破損されながら補修されないままになっているなど、入居者による環境保全が不十分な知事部局職員住宅があった。

住宅管理者として、入居者に対し、居住環境の保全について、適切な指導に努められたい。

前回留意・改善を求めた職員住宅に係るその後の措置状況について現地確認をしたところ、バリカーは撤去され、手動式の蛇腹が設置されているが、常に開け放たれた状態のままとなっており、雑草の手入れも行われていない。

職員住宅の居住環境を良好に維持することは、入居者として当然の義務であることから、入居者に対し、なお一層指導に努められたい。

平成5年以降8テーマについて行政監査を実施し、効率的、効果的な行財政運営の観点から事務事業の問題点を指摘し、改善を求めてきたところであり、その結果、概ね適正な措置が講じられているが、未だ十分な対応が図られていないものについては、早急に所要の措置が講じられるとともに、厳しい財政環境の中、行財政運営の一層の効率化に努められることを望むものである。

第5 特定監査項目の監査結果

## 特定監査項目 1 貸付金債権の管理と償還事務

### 1 テーマ選定の趣旨

平成5年2月の行政監査報告「貸付金に係る事務事業」では、収入未済の解消に向けた取組を推進するよう留意・改善を求めたところであるが、本県における貸付金償還金の収入未済額は、県税及び県税に付随する税外収入を除くと、収入未済総額の7割近くを占めている。平成17年度は前年度と比較して若干減少したものの、なお64億円近い多額の収入未済を抱える状況となっていることから、貸付金債権の管理と償還事務について検証した。

(表1) 平成17年度末における収入未済額の状況(県税及び県税に付随する税外収入を除く。)(単位:円)

区 分	平成17年度	(全体に占める割合)	平成16年度	比較増減(△)
貸付金償還金	6,367,412,098	(66.8%)	6,402,471,943	△ 35,059,845
その他(県営住宅使用料等)	3,167,382,196	(33.2%)	2,966,615,798	200,766,398
合 計	9,534,794,294	(100.0%)	9,369,087,741	165,706,553

### 2 監査対象

平成5年2月の行政監査報告「貸付金に係る事務事業」において収入の促進を求めた貸付金のうち、平成17年度末における収入未済額等の状況を勘案して、① 中小企業高度化資金 ② 地域改善対策奨学資金 ③ 母子寡婦福祉資金 ④ 中小企業設備近代化資金 の4資金を対象とした。

### 3 4資金の収入未済の状況

4資金の平成17年度末における収入未済額は5,833,918,437円で、貸付金償還金の収入未済額全体の91.6%を占めており、このうち中小企業高度化資金だけで全体の76.0%を占めている。

(表2) 行政監査実施当時(平成3年度末)と平成17年度末との収入未済額比較(単位:円)

区 分	平成3年度		平成17年度	
	収入未済額(a)	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額(b)	調定額に対する収入未済額の割合
中小企業高度化資金	4,604,977,745	55.7%	4,838,790,313	58.0%
地域改善対策奨学資金	19,617,500	11.3	722,797,770	66.9
母子寡婦福祉資金	157,048,736	36.5	236,740,861	44.4
中小企業設備近代化資金	63,830,626	3.9	35,589,493	56.5
合 計	4,845,474,607	46.1	5,833,918,437	58.3

(注) 1 中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金には違約弁償金等を含む。

2 中小企業設備近代化資金は平成11年度をもって新規貸付を終了している。

#### 4 監査結果

以下、留意・改善を求める事項を、貸付金に共通する「共通事項」と貸付金ごとの「個別事項」に分けて記載する。

##### (1) 共通事項

###### ア 収入未済への対応

###### (7) 適切な初期対応

収入未済対策としては、未納が発生した時点で速やかに債務者の状況を把握し、その状況に応じた対策を迅速に講じることが肝要であるが、必ずしも適切に初期対応がなされていない。

特に、地域改善対策奨学資金及び母子寡婦福祉資金にあつては、収入未済が新規に発生しているにもかかわらず、督促状や催告書の送付にとどまり、債務者の生活状況等の把握に基づく償還活動が速やかに行われていないケースが多く見受けられた。

収入未済発生時の初期対応を適切に行われたい。

###### (4) 債権分類に基づく収入未済債権の適正な管理

限られた人的資源を有効に活用し、効率的に収入未済の解消を図っていくためには、債権の回収可能性に着目した適切な債権分類とこれに基づく償還活動が求められるが、特に、地域改善対策奨学資金及び母子寡婦福祉資金にあつては、適切な債権分類に基づいた債権管理方針の策定、同方針に基づく訪問等償還活動計画の策定と進行管理が組織的になされていない。

例えば、母子寡婦福祉資金債権では、滞納月数により、A（3月以上滞納者）、B（6月以上の滞納者）、C（1年以上の滞納者）に分類しているが、滞納月数の長短と債権の回収可能性は別次元の問題であり、適切な債権分類とはいえない。

債務者等の生活実態等を的確に把握した上で、債権の回収可能性に着目した適切な債権分類に基づき、回収可能性の高い債権に対し重点的にアプローチを図るなどにより、効率的で効果的な償還事務に努められたい。

###### (9) 弾力的な償還体制の構築

債務者（連帯保証人を含む。）が働いている場合、職員が勤務時間内で行う償還活動では、債務者に接触できていないケースが多く生じている。

例えば、母子寡婦福祉資金における修学資金の場合、債務者の多くは就労しており、償還活動の記録を見ても、訪問不在、電話不在が続いており、債務者の生活実態の把握が困難な実情が伺える。

償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）について、償還促進月間等における土日、夜間の償還活動を含めた弾力的な償還体制の構築に努められたい。

## (I) 償還事務担当者の経理員発令

債権の回収活動を行うに当たっては、税金の徴収と同様、償還金を現金で收受できるようにしておくことが必要であるが、償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）を財務規則第3条の経理員に任命していないため、債務者宅等を訪問しても直接現金を收受することができず、そのため後日納付書を送付し、債務者が指定金融機関等で納付せざるを得ない状況となっている。

納付意欲のある時をとらえて的確に債権回収を図る必要があることから、償還事務担当者の経理員発令の是非について検討されたい。

## イ 債権の管理

## (7) 不納欠損を行う場合の判断基準の策定

収入未済債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるとき等の場合は、財務規則第44条の規定に基づき不納欠損を行うこととなる。

平成17年度における4資金の不納欠損の状況をみると、消滅時効が完成したことをもって債務者の所在不明等に関係なく直ちに時効の援用があるものとみなして不納欠損を行っているもの（地域改善対策奨学資金）、不納欠損できる要件を極めて限定的にとらえ、消滅時効の完成後も事実上債務者の無資力状態が続いているにもかかわらず長期間にわたって不納欠損を行っていないもの（母子寡婦福祉資金）、債務者からの消滅時効の援用の申し出を受けて不納欠損を行っているもの（中小企業設備近代化資金）がある等、各資金で不納欠損の取扱いが異なっている。

これは、財務規則が規定する「援用する見込みがあるとき」が具体的にどのような場合を指すのかが示されていないため、各部局、各課・事務所においてそれぞれの判断基準で不納欠損を行っていることによる。

消滅時効の援用の見込みがある場合の判断基準を策定し、これに基づき債権の整理を進められたい。

(表3) 4資金に係る不納欠損の状況（平成17年度）

（単位：円）

区 分	不納欠損額	不納欠損事由
中小企業高度化資金	74,690,708	消滅時効の援用の見込みによる
地域改善対策奨学資金	2,147,000	同上
母子寡婦福祉資金	3,353,463	債務者死亡、保証人自己破産等による
中小企業設備近代化資金	5,884,713	消滅時効の援用による
合 計	86,075,884	

(注) 中小企業設備近代化資金には違約弁償金を含む。

## (イ) 不納欠損を行った場合の債権の管理方法

財務規則第44条第1項第1号（消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき）及び第2号（債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき）の規定に基づき、貸付金債権等私法上の債権について不納欠損を行っても、法的に債権という権利を放棄するものではないことから、債権は消滅せず、何らかの形で債権を管理していく必要がある。

債務者が消滅時効の援用をする見込みがあること等を理由に不納欠損を行った場合における4資金の債権管理方法は、次の2つに分かれており、取扱いが異なっている。

- a 不納欠損額を債権現在高簿（注）に繰り入れて、弁済期が到来していない本来の債権と不納欠損を行った債権とを同じ簿冊で管理しているもの

（中小企業高度化資金、地域改善対策奨学資金及び中小企業設備近代化資金）

- b 不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れず、別に管理しているもの（母子寡婦福祉資金）

（注）「債権管理事務の取扱いについて」（昭和41年3月23日会第118号、出納長、総務部長通知）によると、債権現在高簿により記録管理する債権は「発生した債権額の全部又は一部の弁済時期が翌年度以降となる債権」とされている。

私法上の債権を消滅時効の援用の見込みあり等として不納欠損を行った場合の債権の管理方法について検討されたい。

（表4）消滅時効の援用の見込みがあること等を理由に不納欠損を行った債権の管理状況（平成17年度末現在）  
（単位：円）

区 分	債権現在高簿上の債権額 (a)	(a)に含まれる平成17年度までの不納欠損額累計 (b)	不納欠損額を除く債権額 (a-b)	債権の管理方法
中小企業高度化資金	55,759,600,457	1,406,279,457	54,353,321,000	不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて管理
地域改善対策奨学資金	4,194,257,110	13,609,000	4,180,648,110	同上
母子寡婦福祉資金	2,562,362,531	0	2,562,362,531	不納欠損額16,134,483円（平成17年度までの累計）は債権現在高簿に繰り入れず、別に管理
中小企業設備近代化資金	22,489,000	1,519,000	20,970,000	不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて管理
合 計	62,538,709,098	1,421,407,457	61,117,301,641	



## (2) 個別事項

## ア 中小企業高度化資金

中小企業高度化資金とは、中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業者が他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金を貸し付けるための資金である。

## (7) 収入未済の状況

中小企業高度化資金の平成17年度末における収入未済額は4,838,790,313円で、この内訳は下表のとおり、地域改善対策高度化資金貸付金ほか6貸付金と違約弁償金及び貸付金利子であり、収入未済額の96.9%は滞納繰越分である。

(表5) 中小企業高度化資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位:円)

区 分	収入未済額		区 分	収入未済額	
地域改善対策高度化資金貸付金	現年度分	0	小売商業店舗等共同化資金貸付金	現年度分	23,076,000
	滞納繰越分	1,974,501,409		滞納繰越分	73,067,000
	計	1,974,501,409		計	96,143,000
工場共同化資金貸付金	現年度分	15,059,000	企業合同資金貸付金	現年度分	0
	滞納繰越分	962,520,000		滞納繰越分	28,150,753
	計	977,579,000		計	28,150,753
共同施設資金貸付金	現年度分	100,217,000	高度化資金違約弁償金	現年度分	0
	滞納繰越分	533,383,100		滞納繰越分	561,278,874
	計	633,600,100		計	561,278,874
小売商業等商店街近代化資金貸付金	現年度分	0	高度化資金貸付金利子	現年度分	13,231,188
	滞納繰越分	278,723,907		滞納繰越分	105,062,082
	計	278,723,907		計	118,293,270
産地知識集約化資金貸付金	現年度分	0	合 計	現年度分	151,583,188
	滞納繰越分	170,520,000		滞納繰越分	4,687,207,125
	計	170,520,000		計	4,838,790,313

## (4) 長期延滞債権の整理

中小企業高度化資金の収入未済額の40.8%を占めているのが地域改善対策高度化資金貸付金であり、収入未済額1,974,501,409円は全て滞納繰越分である。

収入未済となっている地域改善対策高度化資金貸付金は、いずれも昭和40年代後半から昭和50年代初めにかけて協業組合に対して貸し付けされたものであり、なかには担保資産も競売済みで組合の実態を有しなくなっているものもある。

長期延滞債権について、担保の処分、連帯保証人への徴求の可能性を踏まえ、債権管理審査会の審査を経て債権の整理を進められたい。